

生業再生、加速させる

川俣、浪江、飯館、富岡の4町村の避難指示が帰還困難区域を除き解除されて1か月。住民や事業者の帰還の足取りは、依然として重い。政府の原子力災害現地対策本部長の高木陽介経済産業副大臣は4月26日、読売新聞のインタビューに応じ、解除地域の住民や事業者の帰還に向けて生業再生の取り組みを加速させる考えを改めて強調した。

震災6年

避難解除1か月

——解除1か月の現状をどう見るか。

「住民の皆さんには震災と原発事故から6年間も避難させてしまい、本当に申し訳ないという気持ちだ。一義的に東京電力の責任とはいえず、国策で原発を推進してきた国の責任も大変重い。一方で、解

高木 陽介 さん 57

政府原子力災害現地対策本部長



避難指示解除に合わせて開店したスーパー。初日から大勢の町民らでにぎわった(3月30日、富岡町で)



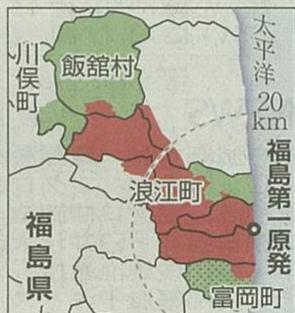
「風評のトゲを」つずつ取っていく」と語る高木本部長(経済産業省で)

除は復興への大きな前進だ。現時点で帰還される方は少ないが、これは岩手、宮城の津波被災地であっても、なかなか時間がかかる。福島の場合はさらに原発災害の「複合災害」だ。すぐではないけれど、古里へ帰りたいと思っ

ている方々が帰れるよう努力している。——解除地域への支援にどう取り組むか。

「インフラの整備や、生業を取り戻すための官民合同チ

避難指示区域の現状



想による企業誘致の取り組みなどを加速させていく。特に生業は「鶏と卵の関係」だ。つまり、事業者は事業を再開したいが、住民が帰っていないので商売にならない。一方で、住民の皆さん方は、商業施設などが戻っていないから帰れない。どっちが先かというところ、まずは最初に帰る方々と、事業を再開する方々の双方をしっかりとバックアップすることで、帰ろうか悩んでいる方々に希望を与えられるば、帰還に弾みがつくのではないか」

——帰還困難区域の再生は。 「帰還困難区域は『将来にわたって居住を制限することを原則とする』として設定された。だが、その住民の方々の『なんと古里に帰りたい』という思いをしっかりと受け止めるため、いま国会で審議中の福島復興再生特別措置法改正案の中では、『特定復興拠点』という形で復興への第一歩とした。改正案の成立後は、地元の方々や自治体、県と相談し、なるべく地元の意向に沿った形で区域を決めていきたい」

——風評被害は依然として深刻だ。国の取り組みは。 「まずは風評の原因を明確にして、取り除かないといけない。例えば、農産物の場合、事故後の出荷制限によって、売り場の陳列棚が他県産品で埋められてしまった。流通過程では、途中の業者に買いたたかれていくとも聞く。こうした実態を明確にし、一つ一つのトゲを抜いていくことが必要だ。国と県、当事者であるJAの皆さん方と協議し、何とか本年度中にそういう実態を把握して、速やかに適切な手を打っていきたい」

(聞き手・須藤有基)